

■王の果たすべき責任■

ほぼ週刊【松村拓也のメールマガジン】第 172 号

こんにちは、松村拓也です。

E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてほぼ毎週お届けしています。

名刺交換した方や、突然思い出した方にもお届けしますので、ご迷惑であればお知らせください。

できれば勤務先でなく、個人のアドレスにお届けしたいので、ご連絡ください。

ご意見、ご質問大歓迎です。

.....

172 目次

1. ブログから：王の果たすべき責任
2. トピックス：名栗 森人間コンテスト 現地説明会②
3. 今後の予定：今週・来週以降
4. アクセスポイント：問い合わせ先
5. このメルマガについて

バックナンバーはこちら

<http://nanoni.co.jp/magazine/>

.....

1. ブログから：王の果たすべき責任

「殆どの人間は実のところ自由など求めてはいない。何故なら自由には責任が伴うからである。みんな責任を負うことを恐れているのだ」と言ったのはフロイトだそうだ。土地所有者が空き家を放置するのは、所有権があれば何でも自由にできるのに、それを怠る所有者が引き起こす問題だと思っていたが、「実は自由など求めていない」という言葉に僕は驚いた。僕が以前考えた「権利とは何か」という図の中に、まさに「権利とはやらなくてよい（放置の自由）」と書いてあったのを思い出した。もしかすると、空き家を生み出す原因は、所有権にあるのかもしれない。

地主の学校という本を書くうちに、日本における個人の土地所有権が、世界的に見ても最も強力で守られている権利だと判ってきた。それを象徴するのが土地売買で、外国人に土地を売れるのは世界で 10 か国程度しか存在しない。これほど強い所有権を持っているのだから、みんなで王様になった気分土地を使った国づくりをやろうと僕は訴えた。だが、フロイトの言葉はそうはいかないことを教えてくれた。ここに来て僕は、根本的に考え直さなければならないのだろうか。

日本の地主が現在の所有権を手に入れたのは明治 6 年の地租改正だ。この時地主は、それまでの年貢とりまとめ役から納税者になり、土地の資産価値が法的にも認められ、初めて自由に売買できるようになった。それ以前も売買できなかったわけではないが、社会にお金が流通していないため売買はほとんど存在しなかった。そして地主は封建社会の支配者のように思えるが、実際領主から一番束縛されていたのは地主であり、地主は土地を放置したり放棄することなど、許されるはずがなかった。つまり、地主は所有の権利より義務に縛られる「土地を使わなければならない人」のことで、それが所有権に変化することで「土地を使わなくてもいい人」になったと言える。

ヨーロッパでは、土地と領民は領主の「持ち物」だったが、日本の藩主は、幕府からその領地の「運営権」を任せられたに過ぎず、藩主が所有しているのは自分の住んでいる家と土地くらいだったらしい。さらに幕府自体も天皇から征夷大將軍という称号を与えられ、日本の運営を任せられただけのこと。となると、当然地主はその下っ端で、地域の管理人に過ぎないはずだ。新しい領地を与えられた藩は、武力を持ってその新しい任地の運営にあたり、領地換えどころか、お取り潰しまであったのだから、廃藩置県の命令が中央政府から来たときに、抵抗もせず領地を返上したのも頷ける。だからこそ、明治維新は「大政奉還」からスタートした世界でも類のない無血革命だ。もしも、西洋のように領地と領民をワンセットで「所有」していたら、自分の財産を簡単に手放すはずがないだろう。

だとすれば、僕が目指す「国づくり」は、正しい提案かも知れない。僕たちは、地主の義務から解放されて自由な権利を手に入れたのだから、地主から逃げ出す小作人ではないし、労働者とか中産階級と位置付けるのでなく、地主をも支配する王になることができる社会にしたい。そして、どうせ責任が伴うなら、僕は王の果たすべき責任に挑んでみたい。

<http://nanoni.co.jp/20180819-2/>

.....

## 2. トピックス：名栗 森人間コンテスト 現地説明会②

森人間とは、これまでの常識にとらわれない自由な発想で森を活用する人のこと。  
究極の山林利活用を求めて【森人間コンテスト】を始めます。

主催・審査を担当する「名栗の森オーナーシップクラブ」は、  
「森を面白くするにはまずオーナーが面白くなろう」と一昨年の秋から毎月森に集まって、様々な活動を行ってきました。

今年からは、この活動をコンテストイベントに切り替えます。

まずは現地をご案内する「現地説明会」を開催しながら皆さんからのご提案を受け付けて、10月にプレゼン大会を行い、11月には採用案を決定します。

採用案に対し、賞金などは出ませんが、オーナーの許可が授与されますので即実行が可能となります。

したがって、応募条件はただ一つ「名栗の森で実現可能なこと」です。

また、プロジェクト実施に当たっては、あなたを採用した審査員をメンバーに加えていただき伸び伸びと活動していただきますが、ビジネスの場合は、主催者に若干の配当をお願いします。

エントリー・活動の詳細はこちら

<http://land-resource.org/naguri/>

第2回の説明会は下記の要領で開始しますが、参加者の顔ぶれにより、内容は随時調整いたします。

なお当日は、メンバーが沢登り体験を企画しておりますので、よろしければこちらにもご参加ください。

雨天の場合でも、可能な方法で決行致します。

参加ご希望の方は参加ボタンをポチッと押して、コメントもお書き添えください。

<https://www.facebook.com/events/238708333516890/>

■現地説明会②（8月例会）

日時：8/26(日) 10時（電車の方は9:30 飯能でピックアップ）

集合：辻村屋保全山荘 埼玉県飯能市下名栗 1111-2

費用：会員及び同伴者と森人間エントリー者は無料

一般 2,500円 どなたでも参加できます。

.....

内容：（参加者が確定したら、再調整します）

10:00 説明会 山荘にて（コンテストについて）

11:00 昼食・現地説明など 名栗の森にて（整備作業）

希望者は、沢登り体験にお連れします

14:00 解散

装備：山林内での軽作業ができる服装、軍手、筆記用具、お弁当

.....

必要な機材や、現地での場所づくりなど、事前の計画や依頼事項など、情報交換は掲示板

<https://www.facebook.com/groups/naguriforest/>

の方に気軽にコメントしてください。

詳細は後日参加者にご連絡します。

+++++

オーナーシップクラブへの入会は、

持ち主の仲間になることを意味します。

家族や団体で入会すれば、

年会費3万円で、メンバー何人でも、何回でも

森を利用することが可能です。

+++++

■事務局・連絡先

名称 一般社団法人 日本土地資源協会

住所 〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19

HP <http://land-resource.org/>

Mail [post@land-resource.org](mailto:post@land-resource.org)（担当:松村）

.....

3. 今後の予定：今週・来週以降

凡例 ○面談歓迎：来て下さればあなたの面談を優先。

◎呼出歓迎：あなたのお誘いを優先、訪問可能。

●同行可能：僕の訪問先にお連れします。

★参加可能：あなたも参加可能なイベント。

.....

- (月) 8/20 ○終日笑恵館で面談可
- (火) 8/21 ○なのに作業日 (青葉台)
- (水) 8/22 ○千葉出張 御宿・鴨川
- (木) 8/23 ○午後から笑恵館で面談可  
17-19時 ★笑恵館クラブ運営会議 (笑恵館)
- (金) 8/24 ○なのに作業日 (青葉台)
- (土) 8/25 ○終日笑恵館で面談可  
12-18時 ★地主の学校を語る会 (笑恵館)
- (日) 8/26 ○作業日  
10-14時 ★名栗の森オーナーシップクラブ例会 (飯能)

#### ■その後のイベント

- 8/31 ★写真と暮らし研究所オープニングパーティー (鎌倉)
- 9/01 ★地主の学校を語る会 (笑恵館)
- 9/13 ★日本土地資源協会経営会議 (笑恵館)
- 9/13 ★笑恵館クラブ運営会議 (笑恵館)
- 9/14 ★カプラー起業交流会 (三茶)
- 9/20 ★なるほどデイ・持ち寄り食事会 (笑恵館)
- 9/16-7 ★御宿グッドネイバーズ (御宿)
- 9/23 ★名栗の森オーナーシップクラブ例会 (飯能)
- 9/27 ★笑恵館クラブ運営会議 (笑恵館)

相談のある人、一杯やりたい人、歓迎です。

松村の予定はこちらで随時公開しています。<http://nanoni.co.jp/schedule>

.....

#### 4. アクセスポイント：問い合わせ先

松村拓也

メール [takuya@nanoni.co.jp](mailto:takuya@nanoni.co.jp)

携 帯 090-9830-3669 [taku8823@ezweb.ne.jp](mailto:taku8823@ezweb.ne.jp)

自 宅 株式会社 なのに(平社員)

〒226-0016 神奈川県横浜市緑区霧が丘 3-15-1

<http://nanoni.co.jp/>

職 場 一般社団法人 日本土地資源協会(代表理事)

<http://land-resource.org/>

笑恵館 〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19

<http://shokeikan.com/>

メール配信をご希望の方はこちら

<http://land-resource.us10.list-manage.com/subscribe...>

フェイスブックグループはこちら

<https://www.facebook.com/groups/atamanonaka/>